

# ノルディック・ウォーキング大会 inくまの

と き：11月14日(土)  
9:30~12:00

ところ：深原地区公園

年齢・性別・身体能力にかかわらず、誰でも無理なく始められ、自分のペースで楽しめるノルディック・ウォーキング大会を開催します。  
たくさんのご応募お待ちしております。



▼講師：広島県ノルディック・ウォーク連盟公認指導員

▼参加費：無料

▼申込先：役場福祉課 ☎820-5605 申込期限：10月30日(金)  
申込みの際に、住所、氏名、性別、電話番号をお伝えください。

▽コース説明

★上級者コース（定員20人） 深原地区公園周辺周回コース（1周約800m）  
対象者：自分のノルディックポールを持っている人で、日頃から5km以上ノルディック・ウォーキングをしている人

★中級者コース（定員40人） 深原地区公園内周回コース（1周約400m）  
対象者：これまでにノルディック・ウォーキングの経験のある人で、基本からじっくり学びたい人

★初級者コース（定員40人） 深原地区公園グラウンド内  
対象者：ノルディック・ウォーキングに興味のある人、始めてみたい人

※なお、各コースとも、応募者多数の場合、先着順とします。

※中級者コース、初級者コースに申し込まれた人で、ノルディックポールをお持ちでない人には、貸し出します（対象者：身長130cm以上の人）ので、申込みの際にお申し付けください。（80本まで（先着順））

※駐車場に限りがあります。車で来場される場合には、乗り合わせいただきますようお願いします。

▽大会終了後、「八寸」の炊出しを行います。

▽大会中の事故については、保険の範囲内で熊野町が対応します。

▽雨天の場合は東部地域健康センター内で講演及びストレッチ講習を行います。（決定は午前8時）

## 行政相談委員をご存知ですか？

▼行政相談委員とは？

行政相談委員法に基づき総務大臣から委嘱されたボランティアの民間有識者で、全国に約5,000人（各市区町村に1人以上。広島県内に137人）配置され、国民から広く行政に関する相談・要望を受け付け（県内では約2,400件/年）、相談者への助言や関係機関に対する通知などを行っています。

▼活動内容は？

国や独立行政法人の仕事、都道府県・市（区）町村の仕事で法定受託事務に該当するもの、国の委託又は補助を受けて行っている仕事など、国の行政全般に関する相談を取り扱いますが、相談があれば、県や市町の事務についても必要に応じて関係機関に連絡するなど、幅広い相談に対応しています。

▼熊野町の行政相談委員を紹介します



おさかだ すなほ  
小坂田 忠 委員



しばはら ふさこ  
柴原布早子 委員

## 無料行政相談所を開設します

行政に関して皆さんが日ごろから感じる要望や意見、苦情などを気軽に相談できます。

☎10月23日(金)10:00~15:00

☒西公民館

▽行政相談委員 小坂田忠委員 ☎854-1629

柴原布早子委員 ☎854-2361

## 障害福祉サービス・地域生活支援事業ってどんなサービスですか？

障害のある人々の自立を支えるサービスで、在宅や通所によるサービス、施設に入所して利用するサービスがあります。

☒①身体障害者手帳所持者、②療育手帳所持者、③精神障害者保健福祉手帳所持者、④支援が必要と認められる障害児、⑤難病等患者

※40~64歳で介護保険における特定疾病をお持ちの人、65歳以上の人は介護保険が優先となります。

【利用手続きの流れ】

①相談・申請→②聞き取り調査など→③認定審査→④サービスなど利用計画案提出→⑤支給決定  
その後、事業者とご自身で契約をしていただきます。

☎福祉課 ☎820-5605

| 分類           | 主なサービス種類  | 主なサービス内容  |
|--------------|---|---|
| 家・外出先などでの支援  | 居宅介護（ホームヘルプ）  | 自宅での生活に介助を要する人を対象に、入浴や食事などの身体介護および、家事援助、通院介護などのサービスを行います。               |
|              | 重度訪問介護  | 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人を対象に、入浴や食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。              |
|              | 同行援護  | 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護などの外出支援を行います。         |
|              | 行動援護  | 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。                      |
|              | 重度障害者等包括支援  | 常時介護を必要とする人に対し、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。                                  |
|              | 移動支援事業  | 屋外での移動が困難な人を対象に、外出のための支援を行います。  |
|              | 意思疎通支援事業  | 聴覚・言語機能などの障害により、手話及び要約筆記での意思の疎通が必要な人に手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。                |
|              | 保育所等訪問支援  | 保育所などを訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。                                      |
|              | 訪問入浴サービス【新規事業】                                      | 在宅で寝たきり状態にある人で、家庭での入浴が困難な人を対象に、移動入浴車で訪問し、入浴の介護を行います。                    |
|              | 泊まる場所   | 短期入所（ショートステイ）<br>自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間を含む）施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。    |
| 日中活動をするところ   | 生活介護  | 常に介護を必要とする人に、日中の創作活動などの場や、食事、入浴などの介護を提供します。                             |
|              | 児童発達支援  | 未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。                  |
|              | 医療型児童発達支援   | 肢体不自由児を対象に、児童発達支援および治療を行います。  |
|              | 放課後等デイサービス  | 就学中の障害児を対象に、授業の終了後または夏休みなどの休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。       |
|              | 地域活動支援センター事業  | 創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を図ります。                                  |
| 日中一時支援事業     | 日中、介護する人がいないため一時的に見守りが必要な場合に見守りや日常的な訓練、生活支援などを行います。 |   |
| 訓練をするところ     | 自立訓練（機能訓練）  | 一定の期間、身体機能の維持・回復のため、身体的リハビリテーションや歩行訓練などの支援を行います。                        |
|              | 自立訓練（生活訓練）  | 一定の期間、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援を行います。                                    |
| 仕事をするところ     | 就労移行支援  | 一定期間、生産活動などの機会を提供することによって、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練などを行います。                   |
|              | 就労継続支援A型（雇用型）<br>就労継続支援B型（非雇用型）                     | 就労が困難な人に対して、必要な知識や能力向上訓練を行います。<br>年齢や体力面で就労が困難な人に対して、必要な知識や能力向上訓練を行います。 |
| 住むところ        | 共同生活援助（グループホーム）                                     | 共同生活を営む人に、居住に対する相談や、日常生活上の援助を行うとともに、利用者のニーズに応じて身体的な介護などを行います。           |
|              | 施設入所支援  | 施設に入所する人に、身体的な介護などを行います。  |
| 長期で医療を受けるところ | 療養介護  | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。              |

※それぞれのサービスの資格要件を満たしていれば利用できます。負担額など詳しくはお問い合わせください。